

令和4年8月29日

保護者様

都城市立明道小学校
校長 後藤 世志哉

感染拡大防止への協力依頼について（お願い）

宮崎県では、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大による医療体制逼迫の懸念から、現在「医療非常事態宣言」が出されています。このことを受け、本校でも以下のように感染対策を強化してまいります。安心・安全のため、御理解・御協力をお願いします。

記

1 出席停止について

次のような場合は、「出席停止」となります。

- ① 児童の感染が判明した場合
(症状が出た次の日から10日間、無症状の場合は、検査日の翌日から7日間)
- ② 児童が濃厚接触者となった場合(最終接触日の翌日から5日間)
- ③ 児童に風邪症状等がある場合(診察、検査をお願いします)
- ④ 同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合
(風邪症状とは～発熱、咳、鼻水、喉の痛み、頭痛、腹痛等の症状)

自宅療養者の療養期間

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
有症状の場合 発症日	発症日を0日目とし、10日間										療養解除	
無症状の場合 検体採取日	検体採取日を0日目とし、7日間							療養解除				

※原則として、65歳未満の方には療養解除の連絡はありません(詳細は県ホームページを御確認ください)

2 療養期間の延長について

- ① 陽性者は、同居している家族等が後から陽性になった場合でも、療養期間の延長はありません。ただし、家庭内に陽性者がいる間に療養解除となった時は、家庭内にウイルスが存在している状態ですので、マスクや手洗い、うがいを念入りにするなど家庭内外での感染対策には十分気をつけてください。
- ② 濃厚接触者は、新たな陽性者との接触があった場合は、待機期間リセットとなり、最終接触の翌日から改めて5日間の待機となります。

3 下校後の過ごし方について(姫城ブロック小学校の約束)

- 平日の友達との交流は、しないようにします。
- 土日の友達との交流は、保護者判断としますが、感染状況を考えますと、学校としては、お勧めしません。
- 土日の友達の家に行くことは、お互いの保護者了承の下、許可としますが、感染状況を考えますと、学校としては、お勧めはしません。

※ ご不明な点がございましたら、教頭までご連絡ください。(電話 22-4297)

